

火災保険、地震保険をご契約いただく  
お客さまへ

## 重要事項のご説明

この書面ではホームライフ総合保険「リビングFIT」契約および地震保険契約に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。普通保険約款・特約は、ご契約後、保険証券とともにお届けします。事前に必要な場合は、取扱代理店または当社までお申出ください。保険契約者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。

※保険申込書への署名(または記名・押印)は、この書面の受領確認を兼ねています。  
※この書面を、ご契約後にお届けする保険証券とあわせて保管くださいますようお願いいたします。

## 契約概要のご説明

(ホームライフ総合保険「リビングFIT」、  
地震保険)

ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、普通保険約款・特約等でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

## 1. 商品の仕組みおよび引受条件等

## (1) 商品の仕組み

## ① 商品の名称

ホームライフ総合保険「リビングFIT」

※「リビングFIT」は賃貸住宅居住者向けホームライフ総合保険の愛称です。

## ② 商品の仕組み

「リビングFIT」は、**家財を保険の対象**とした保険で、火災・水災・盗難等、さまざまな偶然の事故による家財の損害について**保険金**および損害防止費用(以下「保険金等」といいます。)をお支払いします。また、日常生活の賠償責任等や大家さんへの賠償責任等にも保険金をお支払いします。地震保険をご契約された場合には、地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)による家財の損害についても保険金をお支払いします。

## (2) 補償内容

## ①-1 保険金をお支払いする主な場合等(家財の損害)

「リビングFIT」は、次に掲げる事故によって、保険申込書記載の**建物**が所在する敷地内に収容される家財が損害を受けた場合に**保険金**(損害保険金)をお支払いします。

●火災、落雷、破裂・爆発 ●風災、雹(ひょう)災、雪災、水災 ●水ぬれ、物体の飛来・衝突、盗難、破損・汚損 等

## (主な費用保険金等)

上記の「家財の損害」の保険金(損害保険金)とは別に、事故の形態によっては被災時のさまざまな費用をカバーする**費用保険金**(費用保険金)および損害防止費用(以下「費用保険金等」といいます。)をお支払いします。主なものは次のとおりです。費用保険金等の詳細は**普通保険約款・特約**の「保険金を支払う場合」等の項目に記載されておりますので、ご確認ください。

費用保険金等の種類	費用保険金等をお支払いする主な場合とお支払額
臨時費用保険金	事故の際の臨時の出費のために「損害保険金×30%」(専用住宅:100万円限度。併用住宅:500万円限度)をお支払いします。
残存物取片づけ費用保険金	事故後の残存物取片づけ、清掃費用等の実費(「損害保険金×10%」限度)をお支払いします。
失火見舞費用保険金	延焼等により他人の所有物を滅失・破損・汚損させた場合に、「被災世帯または法人数×50万円」(「家財の <b>保険金額</b> ×20%」限度)をお支払いします。
地震火災費用保険金	地震等による火災により一定以上の損害が発生した場合に、「家財の <b>保険金額</b> ×5%」(300万円限度)をお支払いします。
修理付帯費用保険金	仮修理費用や原因調査費用等の実費(「家財の <b>保険金額</b> ×10%」または100万円のいずれか低い額が限度)をお支払いします。
水道管修理費用保険金	凍結で建物の専用水道管が損壊した場合に修理費用の実費(10万円限度)をお支払いします。
ドアロック交換費用保険金	日本国内において建物のカギが盗難された場合に、錠の交換費用の実費(3万円限度)をお支払いします。
特別費用保険金	事故により損害保険金支払われ、保険契約が終了した場合に、「損害保険金×10%」(200万円限度)をお支払いします。
損害防止費用	消火活動のために使用した消火薬剤の再取得費用等の実費をお支払いします。

## ①-2 保険金をお支払いする主な場合等(賠償責任等)

「賠償責任等」の保険金をお支払いする主な場合は次のとおりです。

個人賠償責任	日常生活上の偶然な事故や、住宅の使用・管理上の偶然な事故により他人にケガ等(人身の障害)を与えたり、他人の財物を損壊し、法律上の賠償責任を負った場合に以下をお支払いします。 ●損害賠償金(1億円限度) ●訴訟費用、弁護士費用、示談費用等 ●臨時費用(死亡された被害者1名あたり10万円、20日以上入院された被害者1名あたり2万円)
借家人賠償責任	火災、破裂・爆発、水ぬれ、その他 <b>被保険者</b> の責による偶然な事故により借戸室が損壊し、大家さん(貸主)に対して法律上の賠償責任を負った場合に以下をお支払いします。 ●「損害賠償金-免責金額3万円」(保険証券記載の支払限度額が限度) ※火災、破裂・爆発の場合は、損害賠償金の免責金額の適用はありません。 ●訴訟費用、弁護士費用、示談費用等
修理費用	被保険者の責によらない偶然な事故により借戸室が損壊し、建物貸借契約に基づきまたは緊急的に自己の費用で修復した場合 ●「実費-免責金額3千円」(100万円限度)をお支払いします。

## ② 保険金等をお支払いしない主な場合

**注意喚起情報のご説明** の「4. 保険金をお支払いしない主な場合等」(3~4ページ)をご参照ください。

## (3) セットできる主な特約およびその概要

「リビングFIT」にセットできる主な**特約**は次のとおりです。

特約の名称	特約の概要
法人等契約の <b>被保険者</b> に関する特約	<b>保険契約者</b> の役員または従業員のうち、借戸室に居住している方を自動的に被保険者とする旨を定めた特約です。
借戸室の <b>保険終期</b> に関する特約 <sup>(注)</sup> (注) 保険契約者が個人の方で、保険期間1年のご契約にのみセットできます。	借戸室の建物貸借契約の終了と同時に保険契約は失効し、その後の事故は補償されません。 ※建物貸借契約が終了となるときは、取扱代理店または当社にご連絡ください。

## (ご参考)「リビングFIT」に自動的にセットされる主な特約

保険期間2年	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人賠償責任総合担保特約(国内外担保)</li> <li>借家人賠償責任総合担保特約</li> <li>自宅外家財不担保特約</li> <li>長期保険料一括払特約</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受託品賠償責任不担保特約</li> <li>賠償事故解決特約</li> <li>仮すまい費用保険金不担保特約</li> </ul>
保険期間1年	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人賠償責任総合担保特約(国内外担保)</li> <li>借家人賠償責任総合担保特約</li> <li>自宅外家財不担保特約</li> <li>自動継続特約(※ <b>注意喚起情報のご説明</b> 5.③(5ページ)をご参照ください。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受託品賠償責任不担保特約</li> <li>賠償事故解決特約</li> <li>仮すまい費用保険金不担保特約</li> </ul>

## (4) 保険の対象

「**家財**」となります。これに該当しない場合(事業用設備や什器、商品や製品等)は保険の対象とすることができませんのでご注意ください。  
保険申込書記載の**建物**が所在する敷地内に収容される、被保険者または被保険者と生計を共にする親族が所有する家財について、その全体でのお引受となります。

## (5) 保険期間

保険期間は2年または1年からお選びいただけます。お客さまが実際にご契約いただく保険期間につきましては、保険申込書にてご確認ください。詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。

## (6) 引受条件(保険金額)

特にご注意ください

次の①、②にご注意のうえ、**保険金額**を設定してください。詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。また、お客さまが実際にご契約いただく保険金額につきましては、保険申込書にてご確認ください。

- ①事故が発生した場合に十分な補償を受けられるよう、保険金額は**保険の対象の再調達価額**(明記物件の場合は**時価額**)いっぱいにご設定してください。保険金額が**再調達価額**(または**時価額**)に対し過小または過大である場合には、損害の額の一部しか補償されなかったり、**保険料**の無駄払いとなることがあります。
- ②貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品(以下「**貴金属等**」といいます。))については家財の契約に含まれ、1個または1組ごとに最高30万円まで保険金をお支払いします。30万円を超える補償が必要な場合は、「明記物件」として別個に保険金額を定める必要があります。

## 2. 保険料

保険料は**保険金額**、**保険期間**等によって決定されます。詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。また、お客さまが実際にご契約いただく保険料につきましては、保険申込書にてご確認ください。

## 3. 保険料の払込方法について

保険料の払込方法は、保険料の全額を払い込む一時払のみであり、分割払はありません。なお、現金のほかに口座振替、払込票<sup>(注)</sup>、当社の指定するクレジットカード会社のクレジットカードにより保険料を払い込む方法もあります。詳しくは、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

(注) 払込票は**保険期間**2年のご契約の場合にご利用いただけます。

## 4. 地震保険の取扱い

### (1) 商品の仕組み

特にご注意ください

地震保険を単独で契約することはできません。「リビングFIT」とあわせてご契約ください。地震保険の契約を希望されない場合には、保険申込書の「地震保険ご確認欄」にご署名(または押印)ください。<sup>(注)</sup>

(注) 家財を**保険の対象**とする火災保険では、希望されない場合を除き、地震保険をあわせてご契約いただくことになっております。

### (2) 補償内容

地震等を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって、**保険の対象**に次の損害が生じた場合に**保険金**をお支払いします。

損害の程度	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
全損	地震等により損害を受け、損害の額が <b>保険の対象である家財全体の時価額の80%以上</b> となった場合	地震保険の <b>保険金額</b> ×100% (時価額が限度)
半損	地震等により損害を受け、損害の額が <b>保険の対象である家財全体の時価額の30%以上80%未満</b> となった場合	地震保険の <b>保険金額</b> ×50% (時価額の50%が限度)
一部損	地震等により損害を受け、損害の額が <b>保険の対象である家財全体の時価額の10%以上30%未満</b> となった場合	地震保険の <b>保険金額</b> ×5% (時価額の5%が限度)

損害の程度である「全損」「半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準<sup>(注)</sup>」に従って行います。上記の損害に至らない場合は、保険金をお支払いしません。

(注) 地震保険の損害認定処理を迅速・確・公平に行うために(社)日本損害保険協会が制定した損害認定基準のこと。

### (3) 保険金をお支払いしない主な場合等

**注意喚起情報のご説明** の「4. 保険金をお支払いしない主な場合等」(3~4ページ)をご参照ください。

### (4) 保険期間

セットで契約する「リビングFIT」の**保険期間**とあわせてご契約いただけます。なお、「リビングFIT」の**保険期間**の途中から地震保険をご契約いただくこともできます。

## (5) 保険の対象

「**家財**」となります。これに該当しない場合(事業用設備や什器、商品や製品等)は**保険の対象**とすることができませんのでご注意ください。

## (6) 引受条件(保険金額)

「リビングFIT」の**保険金額**の30%~50%の範囲でお決めください。ただし、他の地震保険契約と合算して1,000万円が限度となります。

## (7) 保険料

保険料は、保険金額のほかに**保険期間**、**建物の所在地・構造等**により決まります。また、**保険の対象**である**家財**を収容する建物(以下「**対象建物**」といいます。))が以下のいずれかに該当し、所定の確認資料をご提出いただいた場合、地震保険の保険料に次の割引を適用いたします。ただし、複数の割引の条件を満たす場合であっても、①~④のいずれか1つのみ適用となります。

割引の種類	割引率	条件
①免震建築物割引	30%	対象建物が「住宅の品質確保の促進等に関する法律」(品確法)に規定された免震建築物である場合
②耐震等級割引	10~30%	対象建物が品確法または「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」(評価指針)に定められた耐震等級を有している場合
③耐震診断割引	10%	対象建物が耐震診断または耐震改修の結果、昭和56年6月1日に施行された改正建築基準法における耐震基準を満たす場合
④建築年割引	10%	対象建物が昭和56年6月1日以降に新築された建物である場合

確認資料など詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。また、お客さまが実際にご契約いただく保険料につきましては保険申込書の保険料欄にてご確認ください。

※大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間は、東海地震にかかる地震防災対策強化地域内に所在する建物または家財について、地震保険の新規契約および増額契約(地震保険金額を増額して継続する契約をいいます。)はお引受できませんのでご注意ください。

## 5. 満期返れい金・契約者配当金

「リビングFIT」「地震保険」には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 6. 解約返れい金の有無

ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、ご契約の**保険期間**のうち未経過であった期間の**保険料**を解約返れい金として返還いたしますが、**始期日**から**解約日**までの期間に応じて払込みいただくべき**保険料**の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。**注意喚起情報のご説明** の「6. 解約と解約返れい金」(5ページ)をご参照ください。

保険に関する相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

**0120-632-277(無料)**

【受付時間】 平日 9:00~20:00  
土日・祝日 9:00~17:00  
(年末・年始は休業させていただきます)

万一、事故が起こった場合は

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス  
「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く  
**0120-258-189(無料)**

(社)日本損害保険協会「そんがいほけん相談室」

保険会社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会の「そんがいほけん相談室」にご相談いただくこともできます。また、斡旋・調停を行う機関のご紹介もいたします。

**0120-107-808(無料)**

【受付時間】 平日 9:00~18:00

※携帯電話・PHSからは03-3255-1306(有料)をご利用ください。

# 注意喚起情報のご説明

(ホームライフ総合保険「リビングFIT」、地震保険)

ご契約に際して**保険契約者**にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は**普通保険約款・特約**等でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

## 1. ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

### (1)クーリングオフ

保険期間が1年を超えるご契約については、ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回またはご契約の解除(以下、「クーリングオフ」といいます。)を行うことができます。ただし、次のご契約はクーリングオフはできませんので、ご注意ください。

- 保険期間が1年以下のご契約
- 第三者の担保に供されているご契約
- 営業または事業のためのご契約
- 「通信販売特約」に基づき申し込まれたご契約
- 法人または社団・財団等が締結されたご契約
- 質権が設定されたご契約

### (2)お申し出いただける期間

ご契約のお申込日またはこの書面の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。  
※既に**保険金**をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、それを知らずにクーリングオフのお申出をされた場合は、そのクーリングオフの効力は生じないものとし、**保険金**をお支払いします。

### (3)お申出の方法

上記期間内(8日以内の消印有効)に当社(お客さまデスク クーリングオフ係)あてに必ず郵送にて行ってください。

※取扱代理店・仲立人では、クーリングオフのお申出を受け付けることはできません。

### (4)クーリングオフの場合の保険料の返還

クーリングオフの場合には、既にお払込みいただいた**保険料**はお返しいたします。また当社および取扱代理店・仲立人はクーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求いたしません。ただし、上記(2)のとおり、クーリングオフ対象期間における**保険金**の支払責任を**保険会社**が負っていることから、**始期日**(始期日以降に**保険料**が払い込まれたときは、当社が**保険料**を受領した日)から解除日までの期間に相当する**保険料**を日割にて払い込んでいただくことがあります。

<ハガキの記載内容>

表面[宛先]

〒100-4182  
東京都中央区新川2-27-2

三井住友海上火災保険株式会社  
お客さまデスク  
クーリングオフ 係

裏面[記載事項]

- ① 保険契約の申込みを撤回または契約を解除する旨のお申出
- ② 保険契約者住所
- ③ 保険契約者の署名(または記名・押印)
- ④ 電話番号
- ⑤ 契約申込日
- ⑥ 申込みされた保険の種類
- ⑦ 証券番号(保険申込書控の右上に記載)または領収証番号
- ⑧ 取扱代理店名・仲立人名

## 2. 告知義務・通知義務等～ご契約締結時の注意事項、ご契約後にご連絡いただくべき事項(通知事項等)～

### (1)ご契約締結時の注意事項(告知義務-保険申込書の記載上の注意事項)

特にご注意ください

**保険契約者**、**被保険者**には、ご契約時に危険に関する重要な事項として当社が告知を求めたもの(告知事項)について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、当社に告知いただいたものとなります。)

保険申込書に記載された内容のうち、※印がついている項目が告知事項です。この項目が、事実と違う場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、**保険金**をお支払いできないことがありますので、**保険申込書**の記載内容を必ずご確認ください。

#### 【告知事項】

- ① 家財を収容する**建物**の情報  
所在地、構造、建物の用法、建物内の職作業
- ② 地震保険の割引に関する情報(該当するいずれかの割引を適用する場合)  
建築年割引、耐震等級割引、耐震診断割引、免震建築物割引

### (2)ご契約後にご連絡いただくべき事項(通知事項等)

特にご注意ください

ご契約後、次に掲げる事実が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または当社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、**保険金**をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

#### 【通知事項】

- ① 家財を収容する**建物**の構造を変更した場合
- ② 家財を収容する建物の用法、建物内の職作業を変更した場合
- ③ 家財の所在地を変更した場合

■通知事項に掲げる事実が発生し、次のいずれかに該当する場合には、ご契約の引受範囲外となるため、ご契約を解約していただけます。この場合において、当社の取り扱う他の商品で引受けできるときは、ご契約を解約した後、新たにご契約いただくことができますが、この商品と補償内容が異なる場合があります。

- ① 家財の所在地が日本国外となった場合
- ② 家財のすべてを事業用(設備・什器)として使用した場合

■ご契約後、次の場合には、ご契約内容の変更等が必要となりますので、直ちに取扱代理店または当社にご通知ください。

- ① 保険証券記載の住所または電話番号を変更した場合
- ② ご契約後に家財の価額が著しく減少した場合

等

## 3. 補償の開始時期

始期日の午後4時(保険申込書にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。**保険料**は、**保険料**の払込みが猶予される場合を除いて、ご契約と同時に払い込んでください。この場合、**保険期間**が始まった後でも、始期日から取扱代理店または当社が**保険料**を領収するまでの間に生じた事故に対しては**保険金**をお支払いしません。

## 4. 保険金をお支払いしない主な場合等

### (1)保険金等をお支払いしない主な場合(「リビングFIT」・家財の損害)

特にご注意ください

「リビングFIT」では、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては**保険金**等をお支払いしません。

- ・ **保険料**をお支払いいただく前に生じた事故(「初回保険料口座振替特約」等**保険料**の払込みを猶予する特約をセットした場合を除きます。)
- ・ 保険申込書記載の**建物**が所在する敷地内の外にある間の事故
- ・ **保険契約者**や**被保険者**の故意、重大な過失または法令違反
- ・ 戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動
- ・ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)(ただし、地震火災費用**保険金**には適用しません。)
- ・ 核燃料物質、放射能汚染による事故
- ・ **保険の対象**の使用もしくは管理を委託された方、被保険者と同居の親族または被保険者と生計を共にする親族の故意
- ・ 置き忘れまたは紛失
- ・ 土地の沈下等
- ・ 公権力の行使
- ・ 詐欺、横領
- ・ **家財**の電氣的・機械的事故(故障)

- \*保険の対象の欠陥
- \*保険の対象に対する加工・修理等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣
- \*保険の対象の自然の消耗、劣化、さび、かび、腐敗、ねずみ食い、虫食い等
- \*楽器の弦の切断、打皮の破損、音色の変化
- \*保険の対象のすり傷、かき傷、塗料のはがれ、落書き等(機能に支障がない損害)
- \*風、雨、雹(ひょう)、砂塵(じん)の吹込みや雨漏りなどによる損害
- \*電球、ブラウン管などの管球類のみに生じた損害
- (\*印は火災、破裂・爆発が発生し、保険の対象に損害が生じた場合には保険金等をお支払いします。)

- 地震保険をご契約されない場合には、地震等を原因とする損壊・埋没・流失による損害だけでなく、地震等による火災(延焼・拡大を含みます。)損害や火元の発生原因を問わず地震等によって延焼・拡大した損害についても、地震火災費用保険金以外の保険金等をお支払いしません。
- 上記のほか、次のような場合にも保険金等をお支払いしません。

- ・水災の場合で家財全体の再調達価額に対する損害割合が30%未満であり、かつ建物が床上浸水または地盤面から45cmを超える浸水のいずれにも至らなかったとき
- ・次のような家財に生じた損害である場合
  - 有価証券、クレジットカード、プリペイドカード、動植物、自動車、義肢、義歯、コンタクトレンズ、設計書、プログラム・データ等
  - ・1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品(以下「貴金属等」といいます。)(につき、保険申込書に明記せずにご契約された場合で、30万円を超える損害が発生したとき(この場合は、損害の額を30万円とみなして保険金等をお支払いします。したがって、損害の額のうち30万円を超える部分については、保険金等をお支払いしません。))

- 上記以外にもお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細は、普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので必ずご確認ください。

## (2) 保険金等をお支払いしない主な場合(「リビングFIT」・賠償責任等) 特にご注意ください

個人賠償責任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険契約者や被保険者の故意・地震、噴火、津波、戦争、暴動等による事故</li> <li>・被保険者相互間の賠償責任</li> <li>・核燃料物質、放射能汚染に起因する事故</li> <li>・業務遂行に直接起因する賠償責任</li> <li>・被保険者の心神喪失</li> <li>・被保険者と同居する親族に対する賠償責任</li> <li>・自動車・航空機・船舶・銃器による事故</li> <li>・被保険者の使用人が業務に従事中に被った人身の障害に起因する賠償責任</li> <li>・他人からの受託品を損壊・紛失したことまたは盗取されたことによる賠償責任</li> </ul>	等
借家人賠償責任、修理費用	<b>【借家人賠償責任のみ】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・借用户室の貸主との間の特別の約定により加重された賠償責任</li> <li>・借用户室を貸主に引き渡した後に発見された損害</li> </ul>	等
	<b>【借家人賠償責任、修理費用共通】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険契約者や被保険者の故意</li> <li>・借用户室の改築、増築、取りこわし</li> <li>・公権力の行使</li> <li>・土地の沈下等</li> <li>・核燃料物質、放射能汚染に起因する事故</li> <li>・地震、噴火、津波、戦争、暴動等による事故</li> <li>・欠陥、自然の消耗、劣化、かび、さび</li> <li>・電球・ブラウン管等に生じた単独損害</li> <li>・電気的・機械的事故</li> <li>・すり傷、かき傷、塗料のはがれ、落書き等(機能に支障がない損害)</li> <li>・詐欺・横領</li> </ul>	等
	<b>【修理費用のみ】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の主要構造部や居住者の共同利用部分に生じた損害</li> </ul>	等

- 上記以外にもお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細は、普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので必ずご確認ください。

## (3) 保険金をお支払いしない主な場合(地震保険)

特にご注意ください

- ①家財のうち、次のものは保険の対象には含まれません。「1個または1組の価額が30万円を超える貴金属等」については、「明記物件」として「リビングFIT」の保険の対象に含めている場合であっても、地震保険では保険の対象となりません。

- ・通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、自動車
- ・1個または1組の価額が30万円を超える貴金属等
- ・稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物

- ②また、家財が地震等により損害を受けた場合でも、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害や、地震等の際の家財の紛失・盗難については保険金をお支払いしません。
- ③1回の地震等(注)による損害保険会社全社で算出された保険金の総額が5兆5,000億円を超える場合、お支払いする保険金は次の算式により計算した金額に削減されることがあります。(平成22年3月現在)

$$\text{お支払いする保険金} = \text{算出された保険金の額} \times \frac{5兆5,000億円}{\text{算出された保険金の総額}}$$

(注)72時間以内に生じた2回以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。

- 上記以外にもお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細は、普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので必ずご確認ください。

## (4) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①当社に保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③①および②と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

## (5) 失効について

保険契約者または被保険者が保険の対象の全部を譲渡した場合(注1)、または保険の対象の全部が失われた場合(注2)は、この保険契約は失効となります。この場合、未経過期間分の保険料を返還します。詳細は、取扱代理店または当社にお問い合わせください。

(注1) 保険契約も同時に譲渡した場合を除きます。

(注2) 普通保険約款の保険金支払後の保険契約の取扱いに関する規定における保険契約が終了した場合を除きます。

## 5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

特にご注意ください

### ① 保険料払込方法が口座振替の場合

保険料払込期日(注1)に口座振替により保険料が払い込まれるよう保険料相当額を指定口座に預け入れてください。保険料払込期日に保険料が払い込まれなかった場合は、保険料払込期日の翌月末日までに保険料を払い込んでください。保険料払込期日の翌月末日まで(注2)に保険料の払込みがない場合、事故が発生しても保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。

(注1) 保険料払込期日(口座振替日)は、始期日の翌月の、提携金融機関ごとに当社の定める期日となります。

(注2) 保険料が払い込まれなかったことについて、故意および重大な過失がなかったときは、保険料払込期日の翌々月末日まで払込みを猶予します。

### ② 保険料払込方法がクレジットカード払(登録方式・一括払型)、払込票払(注3)の場合

保険料払込期日(始期日の翌月末日)までに保険料を払い込んでください。クレジットカード払(登録方式・一括払型)の場合はクレジットカードの有効性および利用限度額内の確認をもって、払込票払(注3)の場合は保険料の払込手続をもってそれぞれ保険料の払込みがあったものとみなします。保険料払込期日の翌月末日までに保険料の払込みがない場合、事故が発生しても保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。

(注3) 払込票払は保険期間2年のご契約の場合にご利用いただけます。

### ③自動継続特約がセットされたご契約の場合

ご契約の終了する日の属する月の前月10日までに**保険契約者**または当社から継続しない旨の意思表示がない場合、同一内容<sup>(注4)</sup>で毎年自動継続されます(予定継続期間が設定されている場合には、その予定継続期間満了時までご契約が自動継続されます。)。継続されるご契約の保険料払込猶予期間等の取扱いは、①または②と同じになります。

(注4)当社が、制度(普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度をいいます。)または保険料率等を改定した場合、継続契約には、その始期日における改定後の制度または保険料率等が適用されます。

#### <保険料の払込前<sup>(注5)</sup>に事故が発生した場合の取扱い>

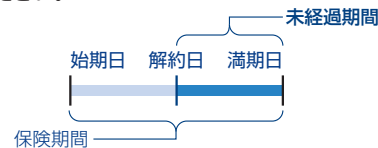
原則として、取扱代理店または当社へ**保険料**を払い込んでください。当社にて保険料の払込みを確認させていただいた後、**保険金**をお支払いします。

(注5)保険料払込方法が口座振替の場合は保険料引落とし前、クレジットカード払(登録方式・一括払型)の場合はクレジットカードの有効性および利用限度額内の確認の前、払込票払の場合は保険料の払込手続前をいいます。

## 6. 解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または当社に速やかにお申出ください。

■解約の条件によって、**解約日**から**満期日**までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。たとえば、**保険期間**が1年・一時払のご契約を**始期日**から6か月後に解約した場合、解約返れい金はお支払いいただいた**保険料**の半分よりも少なくなります。詳細は**普通保険約款・特約**でご確認ください。



■始期日から解約日までの期間に応じてお払込みいただくべき保険料について追加のご請求をさせていただくことがあります。

## 7. 保険金支払後の保険契約

■「リビングFIT」は、損害保険金が1回の事故につき家財の**保険金額**に相当する額となった場合は、保険契約は損害発生時に終了します。なお、損害保険金が1回の事故につき**家財**の保険金額に達しない限り、**保険金**のお支払いが何回あっても保険金額は減額されずに保険契約は満期日まで有効です。

■地震保険は、損害の認定が全損となり、保険金をお支払いした場合は、保険契約は損害発生時に終了します。なお、全損以外の認定による保険金のお支払いの場合には、保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されずに保険契約は満期日まで有効です。

※詳細は、**普通保険約款・特約**でご確認ください。

## 8. 保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した**保険金**、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合の**保険契約者**保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。なお、居住用建物またはこれに収容される家財を**保険の対象**とする地震保険の保険金や解約返れい金は100%補償されます。

保険に関する相談・苦情・お問い合わせは  
「三井住友海上お客さまデスク」

**0120-632-277(無料)**

【受付時間】 平日 9:00~20:00  
土日・祝日 9:00~17:00  
(年末・年始は休業させていただきます)

万一、事故が起こった場合は

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス  
「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く  
**0120-258-189(無料)**

(社)日本損害保険協会「そんがいはげん相談室」

保険会社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会の「そんがいはげん相談室」にご相談いただくこともできます。また、斡旋・調停を行う機関のご紹介もいたします。

**0120-107-808(無料)**

【受付時間】 平日 9:00~18:00

※携帯電話・PHSからは03-3255-1306(有料)をご利用ください。

## その他のご説明

(ホームライフ総合保険「リビングFIT」、地震保険)

ご契約に際してご確認いただきたいその他の事項を記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、[普通保険約款・特約](#)等でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

### 1.ご契約時にご注意いただきたいこと ～注意喚起情報のほかにご注意いただきたいこと～

#### (1) 保険料領収証の発行

保険料をお払込みいただきますと、当社所定の保険料領収証を発行いたしますので、お確かめください<sup>(注)</sup>。

(注) 保険料の払込方法が口座振替、クレジットカード払(登録方式一括払型)、払込票払等の場合には、発行されません。

#### (2) 取扱代理店の権限

取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。

#### (3) 保険金額の一部取消

ご契約の際に設定された保険金額が保険の対象の価額を超えていたことについて、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合、保険契約者はその超過する部分についてご契約の始期日から取り消すことができます。

#### (4) 特約の補償重複

「リビングFIT」は「個人賠償責任総合担保特約」が自動的にセットされますが、補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)が他にあると補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。

### 2.ご契約後にご注意いただきたいこと ～注意喚起情報のほかにご注意いただきたいこと～

#### (1) 保険証券および控除証明書の確認・保管

ご契約いただいた後にお届けする保険証券は、内容をご確認のうえ大切に保管してください。また、ご契約手続から1か月を経過しても保険証券が届かない場合には、当社までお問い合わせください。ただし、ご契約時に保険証券の送付時期について始期日以降をご指定されている場合(証券発送調整)には、保険証券は始期

日以降に送付しますのであらかじめご了承ください。保険証券添付の控除証明書は地震保険料控除を受ける際に必要となりますので、大切に保管してください。

### 3.事故が起こった場合の手続

#### (1) 事故が起こったときの当社へのご連絡等

事故が起こったときは、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、取扱代理店または当社にご連絡ください。保険金請求手続について詳しくご案内いたします。

① 損害の発生および拡大の防止(消防車、救急車は119番) ② 相手の確認(賠償事故等の場合)

#### 三井住友海上へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス  
「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く  
**0120-258-189**(無料)へ

■ 賠償事故の場合、示談・口約束はしないでください。次のような場合は事前に当社へご相談ください。

○相手の方と示談される場合	相手の方から損害賠償の請求を受けた場合には、示談の前に必ず当社の同意を得てください。当社が同意する前に保険契約者または被保険者ご自身で示談をされた場合は、保険金の全部または一部をお支払いできないことがあります。
○損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合または提起された場合	必ず当社にご通知のうえご相談ください。通知がなかった場合は、保険金の全部または一部をお支払いできないことがあります。

#### 示談交渉サービス

国内で発生した賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被害者の同意が得られれば、当社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。また、賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を当社へ直接請求することもできます。

#### <示談交渉を行うことができない主な場合>

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が各特約で定める支払限度額を明らかに超える場合、または免責金額を明らかに下回る場合
- 相手の方が当社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が当社への協力を拒んだ場合
- 賠償事故について、被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

## (2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行うときは、次表の「●」を付している書類のうち、事故受付後に当社が求めるものをご提出いただきます。詳細は取扱代理店または当社にご相談ください。

※1 特約に基づいて保険金の請求を行うときは、次表の書類のほか各特約に定める書類をご提出いただきます。

※2 損害賠償請求権者が当社に損害賠償額を直接請求する場合は、次表の「賠償事故」と同様です。

※3 事故の内容、損害額等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金請求に必要な書類	書類の例	補償種類	
		家財などに関する事故	賠償事故
(1) 当社所定の保険金請求書	当社所定の保険金請求書	●	●
(2) 当社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 <sup>(注)</sup> (注)事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害発生の有無を確認するための書類をいいます。	警察署・消防署の証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者等からの報告書	●	●
(3) 保険の対象の価額、損害の額または費用の額を確認する書類 ① 保険の対象の価額を確認する書類 ② 損害の額、費用の額・支出を確認する書類	売買契約書、取得時の領収書、図面・仕様書 修理見積書・請求書・領収書、預貯金に関する金融機関の証明書(盗難事故の場合)	●	—
(4) 損害賠償の額、費用の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ① 他人の身体障害の程度、損害額、費用の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ② 他人の財物破損(破損財物の使用不能による間接損害を含む)の程度、損害額、費用の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ③ 損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払または保険金の支払に関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費の領収書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本、争訟費用等に関する領収書・明細 修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、争訟費用等に関する領収書・明細 示談書、判決書、当社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書	—	●
(5) その他必要に応じて当社が求める書類 ① 保険の対象、保険金の支払対象となる家財であることを確認する書類 ② 保険金請求権者を確認する書類 ③ 損害が生じた物の所有者(所有権、賃貸借に関する債権債務の範囲等を含む)を確認する書類 ④ 質権が設定されている場合に保険金請求に必要な書類 ⑤ 当社が事故または損害の調査を行うために必要な書類 ⑥ 他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	メーカー保証書、売買契約書 住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書・代表者資格証明書 建物登記簿謄本、固定資産台帳、当社所定の造作念書、賃貸借契約書 質権者の保険金請求書および債務残高証明書、当社所定の保険金直接支払指図書/証 当社所定の同意書 示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社等からの支払通知書、労災支給決定通知	●	●

■ 当社は、保険金請求に必要な書類<sup>(注1)</sup>をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認<sup>(注2)</sup>を終えて保険金をお支払いします。<sup>(注3)</sup>

(注1) 保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。

(注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他当社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、当社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■ 保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

## 4. 主な保険金等一覧(リビングFIT)

主な保険金等は次のとおりです。なお、ご契約の内容は、ホームライフ総合保険普通保険約款およびセットされる特約によって定まります。詳細については、普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点については取扱代理店または当社までお問い合わせください。

	保険金等をお支払いする場合	保険金等のお支払額
損害保険金	●保険申込書記載の建物が所在する敷地内に収容される家財に次の①～⑩の事故があった場合 ①火災、消防活動による水ぬれ ②落雷 ③破裂・爆発 ④風災・雹(ひょう)災・雪災(台風・旋風、暴風、暴風雨等による風災[洪水・高潮を除く]、雹(ひょう)災、または豪雪、雪崩(なだれ)等の雪災) ※吹込みまたは雨漏り等による損害は除きます。 ⑤建物外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊 ⑥水ぬれ(給排水設備に生じた事故または他人の戸室で生じた事故によるもの。給排水設備自体に生じた損害は除きます。) ⑦騒じょう、集団行動、労働争議に伴う暴行・破壊 ⑧盗難(盗難による家財の破損、破壊等を含みます。) ※預貯金証書の盗難は、盗難の事実を知った後直ちに預貯金先に被害の届出を行ったにもかかわらず、盗難にあった預貯金証書により口座から現金が引き出されたことを条件とします。 ⑨水災(再調達価額の30%以上の損害の場合、または床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水の場合) ⑩上記①～⑨以外の偶然な事故(破損・汚損等)	●損害の額 <sup>(注1)(注2)</sup> (家財の保険金額が限度) ※風災・雹(ひょう)災・雪災による損害 免責金額3千円となります。 ※保険申込書に明記された貴金属等の盗難による損害 1個または1組につき100万円が限度(明記されない場合は30万円が限度) ※通貨等・預貯金証書・乗車券等の盗難による損害 ・通貨等:1回の事故につき1敷地内ごとに20万円が限度 ・預貯金証書(通帳、キャッシュカードを含みます。):1回の事故につき1敷地内ごとに200万円または家財の保険金額のいずれか低い額が限度 ・乗車券等(定期券・回数券・乗車船券・航空券・宿泊券・観光券・旅行券[プリペイドカードは対象外]):1回の事故につき1敷地内ごとに5万円が限度
	●臨時費用保険金:損害保険金が支払われる場合(通貨等・預貯金証書・乗車券等の盗難による場合を除きます。)	●「損害の額 <sup>(注1)(注2)</sup> －免責金額3万円」(1回の事故につき30万円が限度) ●「損害保険金×30%」(専用住宅:100万円が限度。併用住宅:500万円が限度。いずれも1回の事故につき、1敷地内ごとの限度額。)
費用保険金等	●残存物取片づけ費用保険金:損害保険金が支払われる場合で、損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけを行った場合(通貨等・預貯金証書・乗車券等の盗難による場合を除きます。)	●残存物の取片づけに必要な費用の実費(「損害保険金×10%」が限度)
	●失火見舞費用保険金:火災、破裂・爆発で他人の所有物を滅失、破損、汚損させた場合 ※もらい火による事故は適用されません。	●「被災世帯または法人数×50万円」(1回の事故につき「家財の保険金額×20%」が限度)
	●地震火災費用保険金:地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で家財が全焼またはその家財を収容する建物が半焼以上となった場合	●「家財の保険金額×5%」(1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円が限度)
	●修理付帯費用保険金:保険の対象に損害が生じた結果、その保険の対象の復旧にあたり保険会社の承認を得て必要かつ有益な所定の費用を支出した場合	●実費(1回の事故につき、1敷地内ごとに「家財の保険金額×10%」または100万円のいずれか低い額が限度)
	●水道管修理費用保険金:凍結によって保険の対象を収容する建物の専用水道管が損壊した場合(パッキングのみの損壊およびマンション共用部分の水道管の損壊を除きます。)	●修理費用の実費(1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円が限度)
	●ドアロック交換費用保険金:日本国内において建物のカギが盗まれた場合	●錠の交換費用の実費(1回の事故につき3万円が限度)
	●特別費用保険金:損害保険金が支払われ、保険契約が終了した場合 ●損害防止費用:事故発生時、その損害の発生および拡大の防止のため、消火活動に必要なまたは有益な所定の費用を支出した場合(例:消火薬剤の再取得費用等)	●「損害保険金×10%」(1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円が限度) ●実費
賠償責任等	①個人賠償責任(国内外担保) 日常生活に起因する偶然な事故または住宅(保険の対象を収容する建物)の使用もしくは管理に起因する偶然な事故により他人に「人身の障害」(注)を与えたり、他人の財物を損壊し、法律上の賠償責任を負った場合 (注)「人身の障害」とは イ.ケガ、病気またはこれらによる死亡・後遺障害 ロ.不当な身体の拘束による自由の侵害や名誉き損 ハ.口頭、文書、図画等による名誉き損、プライバシーの侵害をいいます。	●損害賠償金(1億円が限度) ●訴訟費用、弁護士費用、示談費用等 ●臨時費用(他人に「人身の障害」を与え、被害者が死亡された場合は、1事故につき被害者1名あたり10万円を、20日以上入院された場合は、1事故につき被害者1名あたり2万円を、被保険者にお支払いします。)
	②借家人賠償責任 火災、破裂・爆発、水ぬれ、その他被保険者の責による偶然な事故により借戸室が損壊し、貸主に対して法律上の賠償責任を負った場合	●「損害賠償金－免責金額3万円」(保険証券記載の支払限度額が限度) ※火災、破裂・爆発の場合は、免責金額の適用はありません。 ●訴訟費用、弁護士費用、示談費用等
	③修理費用 被保険者の責によらない偶然な事故により借戸室が損壊し、建物賃貸契約に基づき、または緊急的に自己の費用で修復した場合(建物の主要構造部や居住者の共同利用部分を除きます。)	●「実費－免責金額3千円」(100万円が限度)

(注1) 損害の額は再調達価額を基準に算定します。ただし、貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品(以下「貴金属等」といいます。)は時価額を基準に算定し、保険申込書に明記されていない貴金属等の損害の額が30万円を超える場合は、損害の額を30万円とみなします。  
(注2) 当社の標準的な家財の評価額の算出方法に従って評価額を算出して保険金額を設定した場合であっても、全損時の損害の額が保険金額に満たないときは、お支払いする損害保険金の額は損害の額が限度となります。

## 5. 個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報は、当社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびMS&ADインシュアランス グループ各社が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

- ①当社およびMS&ADインシュアランス グループ各社の商品・サービス等の例  
損害保険・生命保険商品、投資信託・国債・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
- ②提携先等の商品・サービスのご案内の例  
自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払に関する関係先等に提供することがあります。

### ○契約等情報交換制度について

当社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払の健全な運営のため、(社)日本損害保険協会への登録や損害保険会社等との交換を実施することがあります。

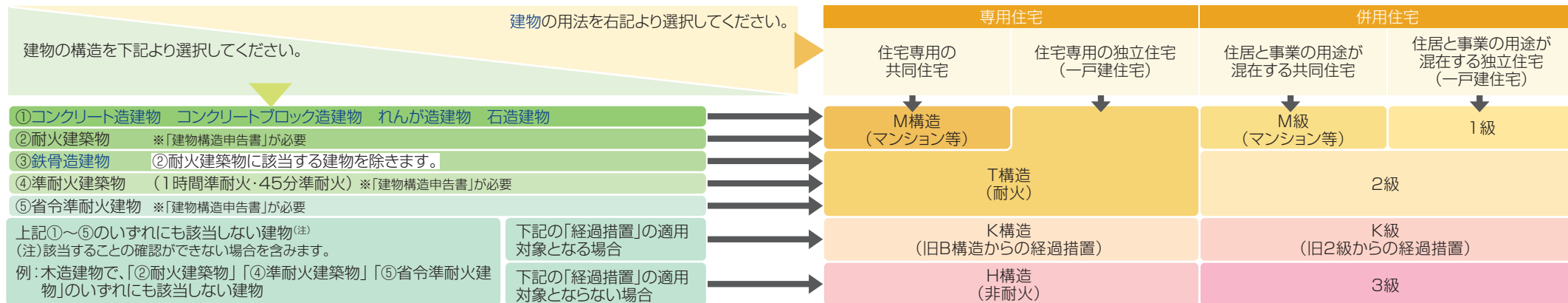
### ○再保険について

当社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社に提供することがあります。

当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、MS&ADインシュアランス グループ各社の名称、契約等情報交換制度等については、当社ホームページ(<http://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

## 6. 構造級別判定手順

建物の構造級別は次のとおり建物の構造、用法により決まります。木造建物であっても、建築基準法に定める「耐火建築物」・「準耐火建築物」・「省令準耐火建物」に該当するものはM構造、T構造、M級、1級または2級となりますので必ずご確認ください。詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。



<ご注意いただく点>

- 一つの建物が2種以上の異なる柱の部分からなる建物である場合には、それぞれの柱により判定される複数の構造級別のうち、上表において最も下段に記載された級別をもってその建物全体の級別とします。
- 柱がない建物（壁式構造）については、壁の構造種類で判定します（例：壁式鉄筋コンクリート造はコンクリート造建物として判定します。）。
- 「②耐火建築物」「④準耐火建築物」および「⑤省令準耐火建物」については、これらに該当することを確認するため「建物構造申告書」のご提出をお願いいたします。

### ■構造級別改定（平成22年1月）に伴う経過措置のご説明（地震保険）

平成22年1月に構造級別の改定を実施したため、始期日が平成21年以前の（旧構造級別が適用されている）契約からのご継続の場合は、新構造級別への移行により地震保険の保険料のお支払いが大きく増加することがあります。このうち、一定の要件を満たす場合につきましては経過措置がありますので、以下の要件に照らして適用対象となるかをご確認ください。また、他の代理店においてご加入の現契約がある場合などは、取扱代理店までお申出ください。

経過措置適用要件	要件
現契約（継続前契約）の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>●始期日が平成21年12月31日以前である場合は、構造級別が「B構造」または「2級」であること</li> <li>●始期日が平成22年1月1日以降である場合は、現契約に経過措置が適用されていること（構造級別が「K構造」または「K級」）</li> <li>●地震保険がセットされている保険の保険種類が、火災保険（積立タイプの火災保険を含みます。）であること</li> </ul>
新契約（今回のご契約）の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>●上記の表にそって判定した構造級別が、「M構造」「T構造」「M級」「1級」「2級」のいずれにも該当しないこと</li> </ul>
現契約と新契約の内容等についての要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>●現契約と新契約の「申込人（保険契約者）」「対象建物<sup>(注)</sup>」が同一であること (注) 保険の対象である家財を収容する建物をいいます。</li> <li>●現契約の満期日（中途解約の場合は解約日）が、新契約の始期日と同一であること</li> </ul>

※経過措置を適用した場合、地震保険の保険料お支払いの増加額が軽減されます。

※経過措置を適用した契約について、保険期間中に「保険の対象の移転」や「名義変更（相続・改姓を除きます。）」等が発生した場合、経過措置は終了します。

※現契約と新契約の引受保険会社が異なる場合には、現契約の保険証券のコピーをご提出いただけますようお願いいたします。

## 用語のご説明

用語	説明
☑行 石造建物	石材(鉄材補強のものを含みます。)を積み重ねて造った建物をいいます(鉄骨造および木造の外壁に石材を用いたものは含みません。)
☑行 解約日	保険期間の途中で保険契約を解約された日をいいます。
家財	生活用動産をいい、業務の用(保険証券記載の建物を第三者の居住の用に供する業務およびこれに付随する業務を除きます。)にのみ供されるものを除きます。
コンクリート造建物	すべての柱(付け柱・飾り柱等を除きます。)をコンクリートで造った建物をいいます(鉄骨または木材をプレキャストコンクリート板または軽量気泡コンクリート板(ALC板を含みます。)等で被覆したものは含みません。)
コンクリートブロック造建物	コンクリートブロック(鉄材補強のものを含みます。)を積み重ねて造った建物をいいます(鉄骨造および木造の外壁にコンクリートブロックを用いたものは含みません。)
☑行 再調達価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額をいいます。
時価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価額をいいます。
始期日	保険期間の初日をいいます。
準耐火建築物	建築基準法第2条第9号の3に定める準耐火建築物をいいます。
省令準耐火建物	勤労者財産形成促進法に関する省令に定める耐火性能を有する構造の建物として、独立行政法人住宅金融支援機構の定める仕様に合致するもの、または同機構の承認を得たものをいいます。なお、同機構の「まちづくり省令準耐火建物」はこれに該当しません。

用語	説明
☑行 耐火建築物	建築基準法第2条第9号の2に定める耐火建築物をいいます。
建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、半地下室(四周がすべて一部地盤面下にある部分をいいます。)を含みます。
鉄骨造建物	すべての柱(付け柱・飾り柱等を除きます。)を鉄骨(CFTを含みます。)または鋼材を用いて組み立てて造った建物をいいます。
特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
☑行 被保険者	この保険契約により補償を受けられる方をいいます。
普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
保険価額	再調達価額(新価額)または時価額による保険の対象の評価額をいいます。
保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	保険金をお支払いする事由が生じた場合に、当社がお支払いする金銭をいいます。
保険金額	この保険契約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額をいいます。
保険契約者	当社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負うこととなる方をいいます。
保険の対象	保険契約により補償される物(家財)をいいます。
保険料	保険契約者がこの保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
☑行 満期日	保険期間の末日をいいます。
☑行 れんが造建物	れんが(鉄材補強のものを含みます。)を積み重ねて造った建物をいいます(鉄骨造および木造の外壁にれんがを用いたものは含みません。)



## 三井住友海上火災保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

〒104-8252 東京都中央区新川12-27-2

お客さまデスク 0120-632-277(無料)

受付時間 平日9:00～20:00 土日・祝日9:00～17:00(年末・年始は休業させていただきます)

<http://www.ms-ins.com>

● ご相談・お申込先